

標準仕様の考え方

標準仕様書をご確認いただくにあたり、認識の差異が想定される部分について一旦、事務局(案)として整理しております。
今後ワーキングチームで検討していくものとなります。

事務局提出資料

本資料の位置づけ

○ 標準仕様書をご確認いただくにあたり、認識の差異が想定される部分について、一旦、事務局にて整理している。今後、構成員様からのご意見を踏まえて適宜記載の見直しを行う予定。

分類	整理事項概要
1. 全体整理	①. 健康管理システム特有の調達要件について
2. 業務フロー	第2回WTでは資料なし
3. 機能・帳票要件	①. エラー／アラート（チェック条件）の考え方について
	②. 操作権限管理について
	③. アクセスログ管理について
	④. 一括処理時の自動化について
	⑤. 「〇〇台帳」の記載について
4. 帳票要件	①. 外部帳票と内部帳票について
5. データ・連携要件	第2回WTでは資料なし

※標準仕様書の前提となる事項、十分な共通理解を必要とする事項については、最終的には標準仕様書（本編）に組み込むことを想定しております。

1-①.健康管理システム特有の調達要件について

- 標準仕様書上における「健康管理システム」では、成人保健・予防接種・母子保健を一括りにしている。地方自治体により、例えば母子保健は、児童福祉システムの一部、のようにシステムの括りとしては別システムとして調達する場合がある。また、障害者福祉システムの一部を含めて、保健システムとして調達・運用しているケースがある。

<自治体における従来(現状)の対応システムのイメージ>

	標準仕様書上における健康管理システムの業務			標準仕様書上における障害者福祉システム(の一部)の業務		
	成人保健	予防接種	母子保健	精神手帳	自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療 (育成医療)
A市	保健システム		児童福祉システム (の一部)	障害者福祉システム(の一部)		
B市	保健システム					障害者福祉システム(の一部)
C市	保健システム			障害者福祉システム(の一部)		保健システム
D市	保健システム			障害者福祉システム(の一部)		
E市	保健システム					

- 健康管理システムの一部機能を別のシステムとして調達する場合には、当該機能に係る健康管理システム標準仕様書を切り出し、別のシステムの標準仕様書と統合して用いることができる必要がある。また、別のシステムの一部機能を健康管理システムに加えて調達する場合には、別のシステムの標準仕様書の該当部分を切り出して用いることができる必要がある。

例1) 母子保健、児童手当、児童扶養手当を児童福祉システムとして調達したい場合

健康管理システム標準仕様書(母子保健)を切り出し、児童手当、児童扶養手当の各標準仕様書と統合した上で、児童福祉システムの調達仕様書とする。

例2) 成人保健、予防接種、母子保健、精神手帳、自立支援医療(精神通院医療)を健康管理システムとして調達したい場合

障害者福祉システム標準仕様書(精神手帳、自立支援医療(精神通院医療)、及び障害者福祉共通の関係する部分)を切り出し、健康管理システム標準仕様書と統合した上で、健康管理システムの調達仕様書とする。

3-①.エラー／アラート（チェック条件）の考え方について

- 機能・帳票要件に定める各機能において、不正確な情報が管理されると事務運用に影響が発生するため、適宜データの矛盾をチェックする必要がある。主な矛盾の分類としては次のとおりである。

No.	分類	内容
1	物理的矛盾	項目の属性（英字、数字、日本語等）や項目長（桁数、バイト数）等で定義されている内容と合致しないもの
2	論理的矛盾	存在しない日付（4/31等）や数値等項目間の大小関係が逆転している等、一般的に矛盾していると言えるもの
		法制度等により規定されている条件を満たしていないものや業務プロセスが成立しない状態となっているもの 【該当例】 <ul style="list-style-type: none">・ 健（検）診結果データ登録時、受診日時点で住民ではない・ 接種結果データ登録時、接種日時点で住民ではない・ 予防接種法に定められた同一ワクチンの接種間隔に反している

3-①.エラー／アラート（チェック条件）の考え方について

- これらの矛盾に対して、エラー又はアラートのチェックを行い、不正なデータの登録を抑止することや操作者（入力者）への注意喚起を行う必要がある。エラー・アラートのチェック観点は、次のとおりである。

No.	チェック	チェック観点	チェックの事例と理由
1	エラー	物理的矛盾や論理的矛盾のいずれにもエラーとしてチェックする場合があります、システムからのアウトプットである帳票や集計、データ等の出力を正しく行うために業務システムにてチェックを行い、不正なデータが作成されないように抑止する。	<p>健（検）診結果登録時、受診済みにもかかわらず、受診日が入力されていない。</p> <p>⇒受診日が入力されていないと集計等が正しく出力されないため未入力の場合はエラーとする必要がある。</p>
2	アラート	物理的矛盾では空白や未設定を許容する場合であったり、論理的矛盾では法制度や当該制度の運用上、通常は入力されるべき項目が入力されていない場合や、やむを得ない事情等による例外規定がある場合であったり、操作者（入力者）に本来あるべき状態でないことを気付かせるために注意喚起する。	<p>健（検）診結果登録時、受診日時点で住民ではない。</p> <p>接種結果登録時、接種日時点で住民ではない。</p> <p>⇒被災者等を考慮した場合、必ずしも住登者とは限らない。しかし、入力ミスの可能性もあるため、アラートで注意喚起を促す必要がある。</p> <p>生物学的性別と性自認の差異により、乳がん検診について、生物学上男性が受診希望するケース。</p> <p>⇒男性・女性に特徴的な検診等について、性別による登録不可エラーとしない必要がある。</p>

3-①.エラー／アラート（チェック条件）の考え方について

○ 本仕様書におけるエラー・アラート(チェック条件)において主に留意すべき事項は、次のとおりである。

No.	留意事項
1	エラー・アラートは機能・帳票要件に定める。
2	エラーチェックは「不正データを作成しない」という観点からデータ入力時にチェックすることを基本とするが、必要な情報を用いて帳票やデータ等を出力するまでに整備されれば影響がないケースも考えられるため、必ずしも入力時にチェックすることを求めるものではないこと。
3	エラーチェックの内容は必ずしもメッセージによる表示に限定するものではなく、データの入力内容が一定条件を満たすまでデータ保存を不可にする、といった方法等でも問題ないこと。
4	文字列／数値といったデータの属性やデータの項目長に対するチェックは、データ要件で定められるデータ形式に準拠することとし、矛盾するものはエラーチェックとする。
5	検索条件未入力のチェックや入出力ファイルの格納先(フォルダ)パスの存在確認チェック、画面終了時のデータ未保存チェック等は、画面要件に含まれるものであるため、本仕様書におけるエラー・アラートの要件としては定めないこと。
6	アラートについては、制度改正等により従前まで必要とされていたチェックが不要となる場合や、地方自治体の運用により必要とするチェックの設定が異なる等も想定されることから、アラートの設定は切り替え可能(アラートを表示しない設定も含む)とすることを考慮する必要がある。
7	エラーについては、システム内部管理項目や帳票への印字項目・集計項目などのアウトプットとして必要となる項目を除き、エラーの設定は切り替え可能(エラーを表示しない設定も含む)とすることを考慮する必要がある。

3-②.操作権限管理について

- 操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、住民記録システム標準仕様書の「10.3 操作権限管理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、健康管理システムに固有の要件として置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。

No.	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無
1	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限、利用範囲及び期間が管理できること。	あり
2	職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。	あり
3	操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。	あり
4	利用者又は所属部署（課・係等）単位に、アクセス権限（利用できる機能・メニュー）を設定できること。	あり（一部変更）
5	利用者又は所属部署（課・係等）単位に、利用できる操作（登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力）を設定できること。	なし
6	利用者及びアクセス権限の設定（登録・修正・削除・参照）は個別でできること。	なし
7	IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	あり
8	複数回のアクセス失敗に対して、アクセス禁止状態にできること。	あり
9	他の利用者が入力作業をしている間は、同一住民の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。	あり

3-②.操作権限管理について

No.	実装オプション機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無
10	管理が本庁と他に分かれる場合は、「本庁部署・利用者」と「他部署・利用者」で更新・参照の権限を設定できること。（例：指定都市における本庁と区役所等。）	なし
11	本庁以外の部署・利用者のアクセス権限については、地方自治体の執行体制に応じて、住民がどこでも手続きが行えるように管理場所（所管）以外でも更新できるようにするほか、管理場所（所管）は更新できるが他部署（他の管轄や区役所等）は参照のみ・更新不可に設定できるようにもすること。指定都市における区役所の配下にある支所・出張所等も同様に権限設定が選択できるようにすること。	なし
12	利用者及び権限の設定（登録・修正・削除・参照）は一括でできること（人事異動時の負荷軽減を考慮し、例えばCSVファイルを取込み一括更新できる等）。	あり（一部変更）
13	アクセス権限の設定は、システム管理者により設定できること。	あり

3-③.アクセスログ管理について

- アクセスログ管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、住民記録システム標準仕様書の「10.2 アクセスログ管理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、健康管理システムに固有の要件として置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。

No.	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無
1	個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対してログを管理（取得・検索・抽出・参照・ファイル出力を指す、以下、実装オプション機能において同様）できること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること）。	あり（一部変更）
2	ログイン認証ログを管理できること。	あり（一部変更）
3	操作ログを管理できること。	あり（一部変更）
4	イベントログ、通信ログ、印刷ログ、エラーログを管理できること（健康管理システムが動作するOS、運用管理ツール、DB等におけるログでよい）。	あり（一部変更）
5	他システム連携により取得した住民記録情報に対する参照ログを管理できること。	なし
6	取得した各種ログは、地方自治体が定める期間保管でき、書き込み禁止等の改ざん防止措置をとること。例）保管期間は、イベントログは直近1年間、操作ログは5年間とする等	あり（一部変更）

No.	実装オプション機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無
7	他システム連携により取得した住民税情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護情報、介護保険情報に対する参照ログを管理できること。	なし

3-④.一括処理時の自動化について

- 一括処理の実行方法は、手動による実行の他に設定による自動実行があるが、地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、住民記録システム標準仕様書の「9.1 バッチ処理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、健康管理システムに固有の要件として置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。

No.	実装オプション機能	住民記録システム標準仕様書での記載有無
1	実行（起動）方法として、直接実行ができること。	あり
2	実行（起動）方法として、年月日及び時分、毎日、毎週××曜日、毎月××日、毎月末等を指定した方法（スケジュール管理による起動、同期実行）で実行できること。	あり（一部変更）
3	他システム間連携等のイベント発生による実行（実行の契機となる前処理の完了後に起動）ができること。	なし
4	前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。	あり（一部変更）
5	一括処理を行う場合でも単件等のデータ参照や更新処理に影響が出ないこと。	あり（一部変更）
6	全ての一括処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。	あり
7	異常終了した場合の警告を健康管理システム内、または地方自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。	あり

3-⑤. 「〇〇台帳」の記載について

○ 「〇〇台帳」の具体的なイメージは、健康管理システム標準仕様書上では、以下のとおり定める。

No	内容	健康管理システム標準仕様書での記載
1	個人の詳細情報を確認する画面、帳票	〇〇台帳
2	複数人の詳細情報等を確認する画面、帳票	〇〇一覧

※国によって定められた帳票名(省令様式など)については、上記の限りではなく、定められた帳票名を用いる。

4-①.外部帳票と内部帳票について

- 帳票要件として定義する帳票は外部帳票を基本とする。担当主管課内の決裁用等の内部帳票は機能要件におけるEUC機能等を活用することとする。なお、外部帳票と内部帳票の定義は次のとおりである。

No.	帳票種類	帳票種類の位置づけ	帳票種類の考え方
1	外部帳票	住民や事業者等の外部機関に向けた帳票をいう。	<ul style="list-style-type: none">・標準仕様として、定義可能な帳票に限り、標準仕様としてはシステムから出力すべき帳票として定義し、システムからの印字項目等を定める。・地域特性に応じ、地方自治体により相違工夫を実施している帳票に関しては、標準仕様としては定めず、パラメタ・EUC機能での対応を原則として定義する。
2	内部帳票	事務運用に併せて必要となる担当主管課内で使用する確認用リスト等の帳票をいう。	標準仕様としてはシステムから出力すべき帳票の種類及びシステムから印字する項目は定めず、パラメタ・EUC機能での対応を原則として定義する。